

議 案 第 88 号

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法施行令の改正に伴い、条例で引用する同令の規定を整備するため。

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の項避難用の目第1号中「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる」と認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第43条第8号イの表4階以上の階の項避難用の目第1号中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる」と認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。